



国勢調査は日本の今を映し出す

今年は5年に1度の国勢調査の年です。
国勢調査員が配布する調査票に10月1日現在の皆さんの状況を記入してください。

国勢調査で調査する項目は17項目です

【世帯員全員について(13項目)】

1. 氏名
2. 男女の別
3. 出生の年月
4. 世帯主との続柄
5. 配偶者の有無
6. 国籍
7. 現在の場所に住んでいる期間
8. 5年前(平成22年10月1日)に住んでいた場所
9. 就業状態
10. 所属の事業所の名称及び事業の内容(産業)

11. 仕事の種類(職業)
12. 従業上の地位
13. 従業地又は通学地

【世帯について(4項目)】

1. 世帯の種類
2. 世帯員の数
3. 住居の種類
4. 住宅の建て方

国勢調査とは

国勢調査は、統計法に基づき、日本に住んでいるすべての人・世帯を対象として実施する国の最も重要な統計調査です。大正9年から5年ごとに行われ、今年が20回目になります。

平成27年国勢調査は、少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施するものです。

調査の結果は、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのさまざまな分野で役立てられます。

個人情報 は 厳重に保護されます

国勢調査員をはじめとする国勢調査に従事する人には、統計法によって、個人情報を保護するための厳格な守秘義務が課せられています。調査の回答は、外部に漏れないよう厳重に管理されます。

回答は私たちの義務です

統計法では、調査の対象となる人に対し、調査票に記入して提出する報告義務を定めています。

国勢調査は このように行われます

10月1日現在で全国一斉に
国勢調査を行います

国勢調査は、10月1日の午前0時を基準に全国の市区町村で一斉に実施されます。

日本に住んでいる すべての人が対象となります

日本国内に住んでいる外国人を含むすべての人・世帯を対象とします。厚岸町での調査対象となるのは、10月1日現在の次の人です。
▽住民票などの届出に関係なく▽厚岸町にすでに3カ月以上住んでいる人
▽住み始めて3カ月に満たないが、3カ月以上にわたって住むことになっている人
(家族以外の人でも、あなたの世帯に3カ月以上滞在しているか、滞在することになっている人がいる場合はその人も対象)

次に該当する場合は、それぞれに示す場所で調査します。
▽旅行、出張、出稼ぎなどで一時的に不在の人

- 【自宅を不在にする期間が】
- ・ 3カ月未満のとき→自宅
 - ・ 3カ月以上にわたるとき→旅行先、出張先、出稼ぎ先など
 - ▽病院、療養所などに入院している人
 - 【入院してから】
 - ・ 3カ月にならない人→自宅
 - ・ すでに3カ月以上の人→入院先
 - ▽下宿屋などから通学している学生や生徒
 - ・ その下宿屋
 - ▽船に乗り組んでいる人
 - ・ 自宅
 - ▽2カ所に住居をもっている人
 - ・ ふだん寝泊りする日数の多い住居

国勢調査員が 各世帯を訪問します

国勢調査員は、市区町村の推薦に基づいて総務大臣が任命した非常勤の国家公務員です。国勢調査員は、必ず『国勢調査員証』を首から下げていますので、訪問を受けたときは、必ずご確認ください。国勢調査を装った不審な訪問者や電話・電子メールなどにはご注意ください。

今回からインターネット での回答ができます

今回の国勢調査から、より便利に回答できるようにするため、インターネットでの回答が可能になります。9月10日から12日の3日間で、国勢調査員が『インターネット回答の利用案内』を各世帯に配布しますので、インターネットで回答する人は、9月20日までに回答してください。

調査の回答方法は 3つあります

- ① インターネット回答
 - ② 紙の調査票を調査員に直接提出
 - ③ 紙の調査票を郵送提出
- 今回の国勢調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネット

10月上旬に国勢調査員が 再度お伺いします

国勢調査員が皆さんのお宅を再訪問しますので、記入した『調査票』を専用の封筒に入れて、国勢調査員に直接提出するか、郵送にて提出をお願いします。

国勢調査への協力・ ご支援をお願いします

調査を正確かつ円滑に実施するためには、皆さんの幅広いご支援が必要です。調査員が伺った際には、ご協力をお願いします。

